Ⅲ 「高知型地域共生社会」を支える人づくり・基盤づくり

1 福祉教育の推進



目指す姿

地域のさまざまな「ひと・もの・こと」とのつながりを通し、自ら気づき、考え、行動できる地域人材が育成されている

ポイント

○ 若い世代など地域住民の「共に生きる」ことの意識を広げるため、高知県社会福祉協議会など関係機関と連携し、福祉教育・ボランティア学習に関わる人材育成や実践の拡大を推進します。

<数値目標>

具体的項目	現状 (R5)	目標 (R9)	担当課
福祉教育・ボランティア学習における関係機関との協同実践(3段階)に取り組む市町村数 ①検討開始→②拡大に向けた取り組みを実施→③協同実践の拡大	_	①全市町村 ②25 市町村 ③17 市町村	地域福祉政策課

【現状と課題】

地域では、NPO法人、ボランティア団体、企業などの多様な主体による、人と人とのつながりや参加の機会を生み育む多様な活動が実践されています。

県内でも、民生委員・児童委員の活動を支援する福祉委員等の設置や、地域福祉アクションプランの実践等を通じた住民活動の担い手づくりなど、市町村社会福祉協議会が中心となった地域福祉の担い手の育成が行われています。

また、県でも、「ソーシャルワークの網の目構築プロジェクト」の一環として、各分野の専門職やボランティアを対象に、身近な地域で困っている人に気づき、必要な支援につなぐソーシャルワークの理解者・実践者を増やしていくため、2023(令和5)年度から「高知家地域共生社会研修」を実施しています。

2024(令和6)年度からは、対象をさらに県民一人ひとりまで広げ、地域で困っている人を気にかけることや、あいさつや地域の清掃活動、イベントへの参加と言った身近な行動が重要であることについての理解を深め、参画意識の醸成を図るため、「高知家地域共生社会講座」を実施することとしています。

他方、高知県社会福祉協議会が設置している高知県ボランティア・NPOセンターでは、ボランティアやNPO法人に関する啓発や相談、情報提供をはじめ、福祉教育³⁵・ボランティア

³⁵身の回りの人々や地域との関わりをとおして、そこにどのような福祉課題があるかを学び、その課題を解決する方法を考え、解決のための行動する力を養うことを目的としており、子どもたちの福祉の学びを支援する取り組みと住民主体の「地域福祉」を推進する取り組みからなる

学習の推進、災害ボランティアセンターの体制づくり支援を行うなど、関係機関と連携し、ボランティア活動やNPO活動の普及に取り組んでいます。

ボランティア・NPO法人の情報発信や情報提供の取り組みとしては、活動をしたい人と参加してほしい団体などのマッチングや活動支援情報の提供を行うインターネットサイト「ピッピネット」の運用を行っています。

ピッピネットとは

高知県ボランティア・NPOセンターが運営しているボランティアやNPO活動およびNPO法人の運営に関する総合情報サイトです。

ボランティアのページでは、募集情報に加え、活動事例やボランティア保険など、ボランティアを始めたい方に向けた情報や、NPO法人や施設に向けたボランティア募集の流れなど、ボランティア活動を支援する情報を掲載しています。

[URL: http://www.pippikochi.or.jp/]



また、高知県社会福祉協議会では若い世代の福祉への関心を高めたり、地域における福祉・介護人材の確保につなげるため、福祉教育・ボランティア学習を推進しています。

一方で、学校や地域では、福祉教育やボランティア学習の実践の機会が少なく、また関係機関の連携が進まず、実践に向けた効果的なプログラムの企画が十分ではありません。

そのため、高知県社会福祉協議会において、学校、NPO法人など県域の関係機関による 多様なプログラムや日常生活をベースとした学習の展開に向けた検討会が2022(令和4) 年度から始まりました。

ここでは、「共に生きる」ことを意識した多様なプログラムを開発し、日常生活をベースとした学習機会を学校あるいは地域において創出していくことを目指し、住民や関係機関との実践(協同実践)と、子どもと大人が相互に学び合うプログラムづくり(協同学習)を進めています。

そのほか、地域の小学校や民生委員児童委員協議会などが連携して、子どもたちが地域の高齢者の見守りや交流をとおして民生委員の活動を学ぶ子ども民生委員の取組を実施している地域もあります。

今後、より一層効果的な取り組みを進めるためには、市町村内の関係機関(社会福祉協議会、学校、教育委員会、NPO法人、社会福祉法人等)が、福祉教育やボランティア学習の目的を共有し、協同実践するプラットフォームの構築等、連携して取り組んで行くことが重要です。

なお、地域住民などがともに学ぶ「社会教育」は、福祉など地域コミュニティにおける 課題の解決に向けて役割を担うことが期待されます。

高知県教育委員会では、社会教育振興事業として、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環を目指し、多様な学びの機会の提供、学びを地域に還元できる仕組みの充実、地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤の充実といった取り組みを進めています。

事例 13

ナツボラ(夏のボランティア体験キャンペーン) (高知県社会福祉協議会)

高校生や大学生等が夏休み期間中に、県内の福祉施設やNPO法人、ボランティアグループなどでボランティア体験ができるプログラムです。

体験できるボランティア活動は、子どもや高齢者とかかわる活動、イベントのサポートなどさまざまあり、県内の幅広い地域で活動を行っています。

参加者からは、「人のためになにかしたいと思うようになった」、「楽しさや大変さを実感することができ、将来の進路を考えるきっかけとなった」等の声が挙がっており、若い世代が福祉に関わるきっかけづくりに大きく寄与しています。

【体験活動例】

- ・障害児の宿題サポートや買い物・散歩の補助活動
- 高齢者とのおしゃべり、レクリエーション活動
- 子ども食堂の調理のお手伝い
- 地域の盆踊りの運営補助







具体的な施策

- 福祉教育・ボランティア学習の推進を図るため、高知県社会福祉協議会が実施する以下の取り組みへの支援を行います。
 - 1 地域で取り組む福祉教育・ボランティア学習の支援策を検討するため、県域の関係機関 (社会福祉協議会、学校、教育委員会、NPO法人、社会福祉法人等)で構成する福祉教 育・ボランティア学習推進委員会の運営を支援します。
 - 2 市町村社会福祉協議会の職員等の福祉教育実践者の人材育成を図るため、関係者の協 同実践や協同学習に向けたノウハウを学ぶ研修(福祉教育研修)の開催等を行います。
 - 3 市町村内の関係機関(社会福祉協議会、学校、教育委員会、NPO法人、社会福祉法人等)が、福祉教育やボランティア学習の目的を共有し、協同実践するため、市町村域における プラットフォームづくりを推進します。
 - 4 小・中学生が地域課題と結びついた福祉教育・ボランティア学習を実践できるように、学校だけではなく地域で学ぶことができるプログラムづくりの取り組みを支援します。
 - 5 福祉やボランティアについて、もっと知りたい・学びたい高校生等を対象とした長期体験プログラムにより進学・就業の手助けをする取り組みを支援します。
- 人と人とのつながりの再生に向けたネットワークづくりを進めるため、「ソーシャルワークの網の目構 築プロジェクト」を推進します。(再掲)

2 福祉・介護人材の確保対策の推進と介護現場の生産性の向上









目指す姿

- ・ 職員が「働きやすさ」と「やりがい」を実感できる魅力ある福祉・介護職場となっている
- ・ 地域に必要な福祉・介護職員が確保され、多様な人材が支え手となって活 躍している

ポイント

- 職員の負担軽減やサービスの質の向上を図るため、ノーリフティングケアの普及やデジタル化、 経営の大規模化など、介護現場における生産性向上に取り組む事業者を支援します。
- 職員が段階的にスキルアップしながら長く活躍できる魅力ある職場づくりを推進するため、育成体系・キャリアパスの構築に向けた県全体の福祉研修体系の再編や、高知県福祉・介護事業所認証評価制度の普及を図ります。
- 将来を担う若い世代の人材確保に向けて、良好な福祉・介護職場の「見える化」や介護の仕事の魅力と誇りの発信、福祉教育や学生を対象とした職場体験の充実を図ります。
- 多様な人材の参入を促進するため、福祉人材センターのマッチング機能の強化のほか、介護助手やワークシェア等の新しい働き方の普及や資格取得支援、外国人介護人材の受入支援などを推進します。
- 保育所等の安定的な運営や、多様な保育サービスの実施に必要な保育士が確保できるよう、保育士就職支援コーディネーターの配置や、保育士資格の取得を目指す学生への修学資金の貸し付けなどを推進します。

<数値目標>

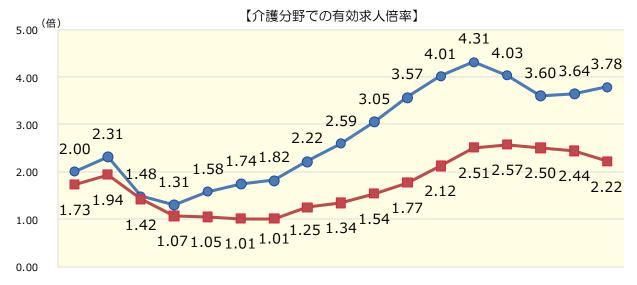
具体的項目	現状	目標 (R9)	担当課
不足が見込まれる介護職員の充足率 ※R5推計によるR8需給ギャップに対する充足率	_	100% (R8)	長寿社会課
介護事業所のICT導入率	38.6% (R4.11 実態調査)	60%	長寿社会課
認証福祉·介護事業所数	223 事業所 (R6.3.1)	550 事業所	長寿社会課
学校での福祉教育の実施回数 (福祉人材センター)	年間 28 回 (R4)	年間 40 回	長寿社会課
保育士•保育教諭数	4,400 人 (R5.4.1)	4,507人 (R6)	幼保支援課

【現状と課題】

介護職員数は、推計で、2007(平成 19)年の9,732人から2020(令和2)年には14,419人まで増加しましたが、コロナ禍の影響などにより2022(令和4)年は13,967人と減少に転じています。県内の介護分野の有効求人倍率は、これまでの取り組みにより、全国に比べ低い値での推移となっているものの、2018(平成30)年以降、2倍を超える状況が続いており、介護職員数は不足しています。

高齢化の進行に伴う介護ニーズの増加によって、サービス需要量のさらなる増加が見込まれ、第8期介護保険事業計画に基づく将来的なサービス需要増に対して、2023(令和5)年度の介護人材需給推計では、2026(令和8)年度に、411人の介護職員不足が見込まれています。

また、2022(令和4)年度に実施した「人材確保に係る介護事業所実態調査」によると、介護事業所の62%が従業員が不足していると回答しており(令和元年:63%、平成28年:58%、平成25年:49%)、職種別では、訪問介護員の不足が75%と他の職種に比べて割合が高くなっています。在宅サービスを支えるホームヘルパーの高齢化など、特に中山間地域における介護人材の安定的な確保は喫緊の課題となっています。



出典:厚生労働省「職業安定業務統計」高知労働局

介護人材を安定的に確保していくためには、利用者と職員双方の負担軽減や介護現場における職員の給与やキャリアパス、人材の育成体系など、職員が段階的にスキルアップしながら長く働き続けられる魅力ある職場づくりが必要です。

また、こうした良好な福祉・介護職場の「見える化」や、介護の仕事の魅力や誇りの発信によるイメージの刷新とともに、中長期的な人材の確保に向けては、福祉教育の強化や職場体験の充実など、将来を担う若い世代に向けた魅力発信も重要となります。

さらに、現役世代の人口減少が本格化する中、限られた人材でサービスの質を維持・向上していくためには、業務の効率化・省力化など事業所の生産性向上とともに、柔軟な働

き方による多様な人材の参入を促進し、支え手の拡大を図っていく必要があります。

く保育士等の人材確保>

本県の就学前こども数は年々減少傾向にある一方、県内の保育士等の数は、保育ニーズの多様化を背景として必ずしも減少傾向にはありません。

就学前こども数(0~5歳児) H27:31,666 人 → R5:25,242 人 保育士数(保育教諭含む) H27:4,185 人 → R5:4,400 人

今後、国の新たな取り組みの活用も念頭に子育て支援を維持・充実させるためには、さらなる保育士の確保が必要になります。

具体的な施策

<介護現場の生産性の向上>

- 「介護生産性向上総合支援センター(仮称)」を設置し、ロボット・I C T 等のテクノロジーの 導入や介護助手の活用など、介護現場の革新、生産性向上に向けた事業者の取り組みへの総 合的支援に取り組みます。
- 福祉・介護職場の就労環境改善に向けて、福祉機器・用具やロボット、I C T の導入支援 や、ノーリフティングケア推進のためのリーダー養成研修等に取り組みます。
- 介護職員の賃金改善に向けて、介護職員等処遇改善加算の取得を支援します。
- 介護事業者や市町村等が地域で連携して行う人材確保に向けた取り組みを支援します。

<人材育成・キャリアパスの構築>

- 職員の育成を支援するため、福祉研修センターで行う体系的・計画的研修への支援とともに、研修を加に係る代替職員派遣を行います。
- 福祉人材の育成・定着、サービスの質の向上を進めるリーダー層の育成に向けて、福祉研修実施機関の連携による県全体の福祉研修体系の再編に取り組みます。
- 福祉・介護事業所認証評価制度を推進し、高齢者・障害者・児童施設の良好な職場づくりに 取り組みます。

<若い世代に向けた魅力発信>

- 介護の仕事のイメージや社会的評価の向上に向けて、福祉・介護事業所認証評価制度やノーリフティングケアの認知度向上、介護の仕事の魅力や誇りの発信に取り組みます。
- 県内の関係機関と連携し、小・中学生や高校生を対象としたキャリア教育を推進します。
- 将来を担う若い世代の意識醸成や学習機会のさらなる充実に向けて、福祉関係者による学校の福祉教育への協力体制の構築に取り組みます。

○ 進路選択を考える高校生などを対象に訪問介護の資格が取得できる介護職員初任者研修を 実施するとともに、学生を対象とした職場体験の充実に取り組みます。

<多様な人材の参入促進>

○ 福祉人材センターと福祉研修センター、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室やU I ターンサポートセンターなどとの連携により、マッチング機能の強化を図ります。

また、ふくし就職フェアの開催やハローワークでのセミナーの実施など、新規参入者や潜在有資格者の就労を促進します。

- 介護現場の補助的業務を担う「介護助手」の普及や介護未経験者に向けた入門的研修の実施、他業種からの転職者に対する就職支援金の貸し付けなどにより新たな人材の参入を促進します。
- 外国人介護人材への学習支援など事業所の受入体制整備に向けた支援に取り組みます。

<保育士等の人材確保>

- 求職者と保育職場のマッチングや保育士を目指す学生への修学資金の貸し付けを行うととも に、移住促進策とも連携した人材確保の取り組みの強化を図ります。
- 保育士の補助を行う職員の配置への支援や、経営者を対象とした業務改善研修、また子育て 支援員の養成など保育士の業務負担の軽減に取り組みます。

3 地域における生活基盤の充実

(1) あったかふれあいセンターの整備と機能強化









目指す姿

あったかふれあいセンターが、つながり、支え合う「高知型地域共生社会」の拠点として、高齢者だけでなく、子どもや障害のある方、ひきこもりの方など幅広い世代が多用途で利用できる場となっている

ポイント

- 高齢者や子ども、障害のある方、ひきこもりの方など幅広い世代が多用途に利用できる拠点とするため、ネットワーク環境を整備し、遠隔地にいる支援者との連携やオンライン上での利用者同士の交流等を推進します。
- 地域の生活課題が複雑化・複合化する中、あったかふれあいセンターがこれらの課題をすみやかに把握し、適切な支援につなぐため、専門職や地域ボランティアとの更なる連携に向けた後方支援を行います。
- 「高知型地域共生社会」の拠点として、地域福祉のマネジメント力と支援力の強化につながるよう、あったかふれあいセンター職員の人材育成と専門的な資格を有する人材の活用を図ります。

<数値目標>

具体的項目	現状 (R5)	目標 (R9)	担当課
地域の居場所としての参加人数(あったかられあいセンター機能のうち、集い+交わる+学ぶの参加者実人数)	15,130人	20,000人	地域福祉政策課
あったかふれあいセンター「相談」のべ利用回数	5,898 🗆	8,000 🗆	地域福祉政策課

【現状と課題】

本県は、全国に先行した人口減少と少子高齢化に伴い、地域のつながりや支え合いの力が弱まってきており、8050問題やひきこもり、ヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題が顕在化しています。

【地域のつながりが弱まったと回答した人】

43.4% (H28)→53.9% (R3)「県民世論調査(高知県)」

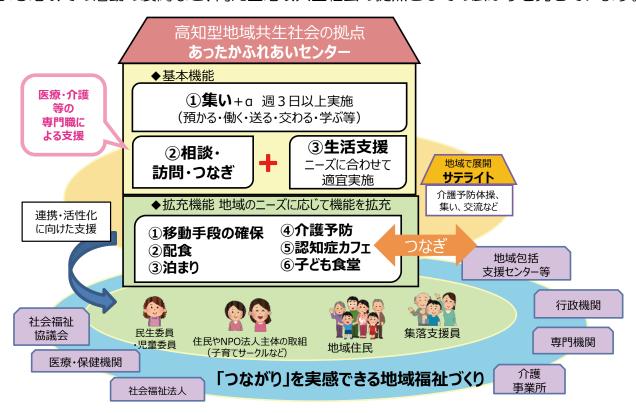
【10年前と比較して地域活動の参加者が減ったと回答した人】 68.6%(R3)「令和3年度高知県集落調査」

こうした課題は、全国一律の基準で提供される福祉制度サービスでは、ニーズがありな

がらも、それぞれの利用者が少ないために必要なサービスが提供されにくくなります。

あったかふれあいセンターは、こうした制度サービスの隙間を埋め、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、小規模でありながら必要なサービスが提供でき、触れ合うことのできる小規模多機能支援拠点として 2009(平成 21)年度から整備を進めてきました。

その結果、現在では、整備箇所数の増加、介護予防などの機能の拡充及びサテライトによる地域での活動の展開など、高知型地域共生社会の拠点としての広がりを見せています。



あったかふれあいセンターは、2023(令和5)年4月時点で、31 市町村で309 箇所(55 拠点254 サテライト)で地域の支え合いの拠点として展開しています。

また、あったかふれあいセンターでは、全ての拠点に住民や関係機関の参画による官民協同の運営協議会を設置し、地域課題やニーズの把握と対応を通じたサービス提供、地域づくりを行っています。センターによっては、集落活動センターと連携し、見守りを兼ねた配食サービスや移動支援の取り組みなどを進めています。

こうした取り組みが進んできた一方で、高齢者に利用が偏りがちなセンターが多く見られる他、様々な課題やニーズの多くをセンターで引き受けることで、職員への負担が過大となっている状況も見られます。

【集い利用者の属性】

R4 実績: 高齢者 58.8%、子ども 8.3%、障害者(児) 1.8%、その他、不明 31.1%

センターで地域課題やニーズを把握することはもちろん必要ですが、サービスの提供にあたっては地域住民やボランティア、関係する支援機関等が協働して課題を検討する場を設けることで、センターへの負担集中を防ぐとともに高知型地域共生社会の拠点として、制度サービスの隙間を埋め、幅広い世代が多用途で利用できる場としての充実が可能にな

ると考えます。

今後の機能の充実については、オンライン診療の実施やひきこもりの方の居場所、子育 て家庭や子どもが集える場など、地域の方が気軽に集い、困りごとの相談や活動を行う拠 点になっていくことが望ましいと考えています。

特に、共働き世帯が増加する中、子育て家庭の孤立を防止し、安心感を高める観点から も、地域の子育て資源(子育て支援センター、子ども食堂等)が不足している地域では、 あったかふれあいセンターにおける子育て支援機能の充実が求められます。

しかしながら、担い手不足が深刻な中、あったかふれあいセンターとして更なる機能を 発揮するためには、専門職や地域ボランティアとの更なる連携が必要です。

- ・リハビリテーション専門職等と連携した介護予防の取組実施拠点数:52 拠点(R4)
- 薬剤師による健康相談、医薬品の適正使用の推進:4市町(R4)
- 医師による健康相談の実施: 3町村(R4)
- ・集落活動センターによる配食やサテライトの実施: 19 箇所(R4)

また、こうした取り組みに対して、社会福祉法人においては、専門的知見に基づく各拠点へのアドバイスや、法人利用者とあったかふれあいセンターとの交流等を通してあったかふれあいセンターへの積極的な参加を促す視点も重要となります。

事例 14

高知型地域共生社会の拠点

~あったかふれあいセンターにしきの広場~ (黒潮町)

黒潮町では、あったかふれあいセンターを地域福祉の拠点として位置づけ、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるためのまちづくりを行っています。

現在、町内には6箇所のあったかふれあいセンターが設置され、その中でも「あったかふれあいセンターにしきの広場」は大方・入野地区を主な活動範囲として、平成25年10月に開所しました。

日中は、多くの高齢者が集いに参加し、楽しみながら健康づくりやレクリエーションを行うほか、放課後や休日には定期的に地域住民が交流できるカフェや食堂を開催し、子育て世代や近隣住民などさまざまな方が利用しています。

また、地域への訪問活動を通じて、生活に困りごとを抱えた方々を把握し、行政や関係機関と連携して必要な支援につなぐ取り組みも行われています。

このように、あったかふれあいセンターを中心として住民同士の交流が進むことで、さまざまな年代や属性の方が互いを思いやり、地域の中での声かけや助け合いなどの取り組みが進んでいます。





具体的な施策

- あったかふれあいセンターを幅広い世代に多用途で利用してもらえる場とするため、通信環境の整備を支援し、Web講座やオンライン見守り・買物などの事業の実施を後押しします。
- あったかふれあいセンターと介護専門職との連携により、地域の支え合いの力を高めることで、要介護の方を受け入れる「高知方式」の新たな介護サービスモデルの試行や、介護人材を補完し合う相互応援の仕組みづくりなど、特に中山間地域の高齢者が要介護状態となっても自立した日常生活をおくることができるよう支援します。(再掲)
- あったかふれあいセンターのサービスを充実させるため、認知症カフェや子育て支援などの拡充機能の充実を促します。
- あったかふれあいセンターにおける子育て支援の実施に向けて、放課後や長期休暇期間の居場所づくり、高齢者や障害のある人との交流、学習支援など機能の充実を図ります。
- あったかふれあいセンターの役割や業務について、県民や移住希望者等に知ってもらう機会を増 やし、あったかふれあいセンターの運営を取り巻く支え手の確保を行います。
- あったかふれあいセンター職員等の人材育成の強化及び専門的な資格を有する人材の活用を 図り、高知版地域包括ケアシステムの構築に向け、支援を必要とする高齢者を見つける力や、で きるだけ要支援・要介護状態にならないための取り組みを強化します。
- 高知型地域共生社会の実現に向けた生活支援サービスや支え合いの仕組みづくりのほか、地域支援の強化(スタッフ)や地域福祉のマネジメントカの強化(コーディネーター)を図ります。
- 介護予防に取り組む拠点の増加に向けて、専門職等と連携した介護予防の取り組み(いきいき百歳体操、フレイル予防など)を推進します。
- 医師や薬剤師、看護師等医療職による健康相談と通院支援サービスの一層の拡充及び横展開を図ります。
- 集落活動センターとの連携により、見守りを兼ねた配食サービスや移動支援の取り組みを充実します。
- あったかふれあいセンターを通じてより多くの方々の交流が進むよう、住民や地域の関係者、社会福祉法人等センターを取り巻くさまざまな方に、センターの魅力や活動に関する情報発信を強化します。

(2) 中山間地域の集落機能の維持と支え合い活動























目指す姿

集落活動センターを中心とした集落の維持・再生と支え合いの取り組みが行われている

ポイント

- 中山間地域の「活力を生む」取り組みとして、「集落活動センター」などの集落の維持・再生に向けた仕組みづくりを進めます。
- 中山間地域の「くらしを支える」取り組みとして、生活用水や生活用品、移動手段の確保への 支援を行います。
- 「あったかふれあいセンター」や高齢者の住まいの整備などとの連携を進め、介護予防・生活支援の基盤整備に向けた取り組み、その他生活、福祉、産業、防災等それぞれの分野とが連携した総合的な取り組みとなるよう、市町村を支援します。

<数値目標>

具体的項目	現状 (R5)	目標 (R9)	担当課
集落活動センターの取り組みの推進(開設数)	66	83	中山間地域対策課
生活用水供給施設の整備地区	14	44 (R6~R9累計)	中山間地域対策課
デマンド型交通の導入市町村	17 市町村	全市町村	交通運輸政策課

【現状と課題】

県土の大部分を占める中山間地域では住民同士のつながりや支え合いの力が弱まってきており、今後、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくためには、住民参画による新たな支え合いの仕組みづくりが引き続き必要となっています。

本県は人口減少と少子高齢化が全国より先行して進んでいます。特に、中山間地域では、 過疎化・高齢化が進んでおり、例えば 1960(昭和35)年と2020(令和2)年の人口 を比較すると、県全体の減少率が約19%に対し、中山間地域では約51%と大きく減少し ています。

また、集落数は 2010 (平成 22) 年が 2,366 集落であったのに対し、2020 年には 2,351 集落とほぼ横ばいである一方で、9世帯以下の集落数は、2020 年には 324 集落 と、2010 年調査時より 78 集落増加しています(旧高知市を除く)。

これまでの中山間対策により、集落活動センターの取り組みの県内への普及、拡大による地域活動の活性化や、移住者数の増加など、一定の成果は出ているものの、人口減少や

少子高齢化には歯止めがかからず、特に中山間地域の若者の流出は深刻です。

このため、県では、2023 (令和5) 年度に、「中山間地域再興ビジョン」を策定し、10年後の目指す将来像として掲げた「地域に若者が増えた持続可能な人口構造のもと、デジタル技術の活用などにより、地域で安心して生活ができる環境が維持され、地域に多様な仕事が生まれ、誰もが将来に希望をもって暮らし続けることができる、活力ある中山間地域」の実現に向け、市町村との連携・協働のもと、取り組みを推進することとしています。

く集落活動>

県では、地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、集落連携により、それぞれの地域の課題やニーズに応じて、生活、福祉、産業、防災などの活動に取り組む仕組みである「集落活動センター」を推進しています。

その結果、現在、集落活動センターは32市町村66箇所(R6年3月末現在)まで広がっています。

しかしながら、近年、コロナ禍による地域活動の停滞などにより、集落活動センターの 新たな開設数が頭打ちとなっています。

また、地域での担い手が不足する中、集落活動センターの活動を継続・発展するためには、あったかられあいセンターとの連携や、外部の人材の活用を含めた担い手の確保が必要です。

事例 15

集落活動センターの取り組み(集落活動センター「なかやま」、安田町)

安田町中山地区の集落活動センター「なかやま」は、平成 25 年 4 月に県内 7 番目の集落活動センターとして開所しました。

地域にはもともと「中山を元気にする会」という住民組織がありましたが、高齢化が進み、長く活動停止の状態でした。そこで町は、この会の事務局を集落支援員等が担うことで住民活動の再開を支援し、集落活動センターの運営につなげようと考え、役場主導で各集落への説明を行い、開所となりました。

「なかやま」の拠点は、廃校となった中山小中学校で、その一室を利用して、月1回ほど「カフェよってん屋」を営業。地域のいろいろな方が気軽に寄って楽しんでもらえる集いの場となっています。また、センターの広報誌「なかやまじかん」を月一回発行し、見守り活動も兼ねて集落支援員が手配りで全戸配布をしています。どちらの活動も住民同士をつなぎ、地域からの評価も高い取り組みとなっています。



集落活動センター「なかやま」



「カフェよってん屋」の様子

く生活環境>

中山間地域で生活する人々が安心して暮らし続けることができる生活環境を整備するため、生活用水や生活用品、移動手段の確保等に向けた取り組みを推進しています。

生活用水の確保では、計画に基づく要整備地区での着実な整備を進めていますが、今後 も施設の老朽化や水源の枯渇等による新たな要整備地区への対応と、担い手不足による施 設の維持管理の負担軽減につながる仕組みの普及が必要です。

生活用品の確保では、店舗閉鎖による中山間地域の人々の利便性低下を防ぐために、店舗経営の継承や移動販売を行う事業者への支援策の活用を促進することが必要です。

移動手段の確保では、既存の交通事業者も含めた地域の関係者が参画する地域公共交通 会議等で十分に議論し、地域の実情に応じた交通ネットワークを構築することが必要です。

具体的な施策

く集落活動>

- 集落活動センターの新規立ち上げを加速するため、新たな支援策の導入や小さな集落活性 化事業による支援など取り組みを進めます。
- 集落活動センターの活性化に向けて、センターの継続・発展のための事業に必要な経費を支援するとともに、アドバイザーの派遣等により事業の拡充等を後押しします。
- 集落活動センターの活動を活性化させるため、地域活動に協力する学生と地域とのマッチング を行うなど、大学との連携を促進します。

く牛活環境>

- 生活用水を確保するため、計画に基づく整備を着実に実施するとともに、デジタル技術を活用した施設の維持管理の負担軽減につながる仕組みの普及を図ります。
- 生活用品を確保するため、店舗等の情報収集と、店舗整備等の支援制度の周知を図ることで、その活用につなげていきます。また、デジタル技術を活用した買い物サービスの実証事例の横展開や、新たなデジタル活用の取り組みについて支援を行っていきます。
- 小規模な集落においても、移動手段を確保するため、住民のニーズにきめ細かに対応できるデマンド型交通等の導入促進に取り組みます。

(3) 居住に課題を抱える人への横断的な支援









目指す姿

住宅の確保に配慮を要する人が、円滑に入居できている

ポイント

- 住宅の確保に配慮を要する人が、円滑に入居できるように、住宅及び福祉分野が連携した居 住支援を推進します。
- 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(以下「セーフティネット住宅」という。)の登録を促進するため、住宅セーフティネット制度の普及・啓発を図ります。

【現状と課題】

2017 (平成 29) 年 10 月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、DV被害者その他住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)に対する賃貸住宅の供給を促進しています。

県、市町村、不動産関係団体(宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者等)及び居住支援 団体等で構成する高知県居住支援協議会では、セーフティネット住宅登録制度等に関する 情報提供や課題を共有するなど必要となる支援策を検討しています。

県が指定する住宅確保要配慮者居住支援法人³⁶では、家賃の債務保証や民間賃貸住宅への 入居に関する情報提供及び支援を実施しています。

住宅確保要配慮者には、県営住宅の入居者募集時(年4回)の優先入居(入居抽選倍率の優遇)や随時募集団地の空き部屋の紹介を行う等により居住の確保に努めています。また、県営住宅への入居に当たって連帯保証人を不要にすることとしました。

住宅確保要配慮者は緊急時の対応、近隣とのトラブル及び孤独死等が懸念されることから、民間賃貸住宅では入居の制限を受ける傾向があります。

また、不動産関係事業者等への「住宅セーフティネット制度」の周知が不十分です。

県営住宅の場合でも、住宅確保要配慮者の入居に当たっては、希望する地域に県営住宅がなかったり、県営住宅があっても空き部屋がない等により、入居に至らないケースがあります。

住宅確保要配慮者は様々な複合課題を抱えている場合があることから、住宅確保策と見守り支援等の福祉サービスとが連携した支援の仕組みが必要です。

³⁶住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として県が指定するもの

具体的な施策

- セーフティネット住宅の登録及び普及・促進に向けて、市町村説明会及び高知県居住支援協議会、不動産関係団体の研修会において制度説明を行い、住宅セーフティネット制度の普及 啓発に取り組みます。
- 国の支援制度の情報提供や、高知県居住支援協議会における不動産事業者や関係機関 との情報共有により、住宅確保要配慮者居住支援法人の活動を支援します。
- 高知県居住支援協議会の専門部会において、住宅確保要配慮者の住宅事情の実態や問題点を把握するための情報共有や意見交換及び都市部の民間賃貸住宅の活用策の検討を行います。
- 住宅確保要配慮者の入居を進めるため、県営住宅への優先入居及びマッチングにより支援します。
- 地域における安否確認や緊急時対応などの見守り支援等について、市町村及び市町村社会 福祉協議会等と連携した福祉サービスの提供を支援します。
- 生活困窮者自立相談支援機関において、住宅確保に向けた相談支援のほか、緊急的に一定期間宿泊場所等のサポートを行う一時生活支援事業、就職活動を支えるための家賃費用を 有期で支給する住居確保給付金の支給などの支援を行います。

4 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上・尊厳の確保 (1)適切な福祉サービスの利用促進のための仕組みづくり



目指す姿

社会福祉事業の福祉サービスが、利用しやすくわかりやすい仕組みとなっている

ポイント

- 利用者が自身の希望に沿った福祉サービスを選択し、適切なサービスの提供を享受できるよう、福祉サービス第三者評価事業の受審を促進するとともに、評価結果等を広く県民に公表します。
- 利用者が事業者と対等な立場でサービスを利用できるよう、適切な解決を図る第三者機関である高知県運営適正化委員会の研修開催などを支援します。

<数値日標>

具体的項目	現状 (R5)	目標 (R9)	担当課
福祉サービス第三者評価の受審件数 (社会的養護施設以外の社会福祉施設等)	1件	5件	地域福祉政策課

【現状と課題】

県では、福祉サービスの利用者が適切なサービスを享受できるよう、「福祉サービス第三者評価事業」や「高知県運営適正化委員会」といった制度を運用しています。

く福祉サービス第三者評価事業>

福祉サービスは、従来の措置から契約による利用制度へと移行し、より質の高い福祉サービスの提供が求められています。福祉サービスの第三者評価は、社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的立場から行う評価です。県では、県のホームページを通じて受審した事業所を紹介しています。

社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの評価を行うことや、その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける人の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされています。

そのため、受審義務のある社会的養護施設以外の社会福祉施設等による積極的な受審が求められています。

福祉サービス第三者評価事業の受審を促進し、評価結果を広く県民に公表することで、福祉サービスの利用を希望される人や家族が福祉サービスを選択するための情報源の一つとなります。

しかしながら、2022(令和4)年度は、社会的養護施設以外の社会福祉施設の受審は、 6件中2件と、受審が少ないことが課題となっています。

<高知県運営適正化委員会>

運営適正化委員会とは、利用者が事業者と対等な関係でサービスを利用できるよう、利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるとともに、当事者間で解決が困難な福祉サービスに関する苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関(高知県社会福祉協議会に設置)です。

社会福祉施設には、利用者の権利が守られているかをチェックし、利用者の不満や苦情を受け付け、その解決を図る「苦情解決第三者委員」の設置が義務付けられており、活動の理解や資質向上への取り組みを推進していく必要があります。

2022 年度の福祉サービス利用者からの苦情受付件数は5件で、その内訳は、「職員の接遇に関すること」が3件、「その他」が2件となっています。

利用者に不満や苦情があった場合には、適切に第三者委員の活用につながるよう、引き続きアンケート調査により状況把握を行うとともに、各種研修会や施設、事業所巡回訪問を通じて、積極的な活動の活性化を図ります。

<福祉・介護事業所認証評価制度などの情報発信の取り組み>

また、県では、職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながる取り組みを積極的に 行っている福祉・介護事業所を「高知県認証福祉・介護事業所」として認証し、県民向け に広く情報発信を行っています。

加えて、2023(令和5)年度には「高知家地域共生社会ポータルサイト」を構築し、 「高知型地域共生社会」やあったかふれあいセンターの取り組みのほか、高齢、障害、子 ども、生活困窮等の各分野の福祉サービスの情報を分かりやすく発信しています。

今後は利用者の視点に立ち、こうした取り組みについても「高知家地域共生社会ポータルサイト」で情報発信をしていきます。

具体的な施策

〈福祉サービス第三者評価事業〉

○ 社会的養護施設以外の社会福祉施設に対し、福祉サービス第三者評価事業の受審を促進するため、社会福祉施設等への指導監査等を通じた働きかけを行うとともに、評価結果を広く県民に公表します。

<高知県運営適正化委員会>

- 福祉サービスの適切な利用や提供を確保するため、福祉サービス利用者から寄せられる情報を関係機関等と共有するとともに、それらの情報を県が行う社会福祉施設等への指導監査に活用します。
- 社会福祉施設等の第三者委員の資質向上や、苦情解決への対応力向上に向けて、運営適 正化委員会が実施する研修開催などの支援を行います。

(2) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開





目指す姿

高齢者や障害のある人が身近な地域において、「介護 |や「障害 |といった枠組 みにとらわれず、必要な福祉サービスを受けられている

ポイント

共生社会の実現に向けて、障害のある人が高齢期を迎えても、引き続き同一の事業所でサー ビスを利用できるよう、「共生型サービス事業所」の増加に向けた施策に取り組みます。

【現状と課題】

人口減少や過疎化が進む中、既存の縦割りの制度では効果的で適切な解決策を講じるこ とが難しい課題が顕在化しており、公的な支援体制が様々な分野で縦割りに対応するので はなく、連携・協働しながら包括的に支援することが必要となっています。

こうした中、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」 (平成29年法律第52号)により、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受け やすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられ、 2018 (平成30) 年4月からサービスが開始されています。

これにより、障害者が介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉サービス 事業所を引き続き利用しやすくなり、また、福祉人材に限りがある中で地域の実情に合わ せて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うことが可能となります。

県では、共生型のサービス提供を行う施設整備への支援や普及啓発、職員のスキルアッ プ研修などを行っています。

また、市町村が福祉サービスの確保のため、高齢・障害・児童の福祉制度サービスを複 合的に提供する施設を整備する市町村を支援(多機能型福祉サービスモデル事業)し、専 門的で多機能な福祉サービスが提供される仕組みづくりに取り組んでいます。

【県内のサービス提供の状況】 令和6年3月1日現在 共牛型サービス事業所 21 事業所

一方で、共生型サービスを実施する介護事業所及び障害福祉サービス事業所が少なく、 障害者が十分なサービスを受けられる環境整備に至っていません。

共生型サービスの円滑な利用を促進し、障害のある人のニーズ、地域の実情に応じた対 応が求められています。

事例 16

共生型サービスの取り組み(ぷらっとホームさかわ、佐川町)

社会福祉法人佐川町社会福祉協議会が運営する「ぷらっとホームさかわ」は、誰もが排除されることなく、全ての人に居場所と役割のある社会を目指すという理念のもと、認知症対応型共同生活介護と複数の共生型サービス(小規模多機能型居宅介護、生活介護、短期入所、放課後等デイサービス)を実施する事業所です。

「ぷらっとホームさかわ」では、「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、小学生から 90 歳代まで幅広い世代の方々が利用しています。事業所内でのレクリエーションだけでなく、屋外での農作業や助け合いながらの散歩など、それぞれが役割と居場所を持つことで、誰もが誰かに必要とされる環境ができています。また、地域との交流も盛んに行われており、障害等への理解を深めることにもつながっています。



具体的な施策

- 「共生型サービス」の円滑な利用を促進するため、介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス事業所の指定を受けるために必要な情報提供を行います。
- 障害福祉と高齢者福祉の垣根を超えた支援体制づくりに向け、介護保険のケアマネジャーが 障害の特性に応じて、介護保険と障害福祉のサービスを組み合わせたケアプランの作成ができる よう研修等を実施します。
- 共生型サービス事業所の設置促進に向け、複合的福祉サービスを提供する施設整備を支援 します。
- 市町村及び事業所職員に対して共生型サービスや小規模複合型サービスの提供に関する研修を実施します。

5 福祉分野におけるデジタル化の推進







目指す姿

各分野でデジタル技術を活用した住民サービスの向上と生産性向上が図られている

ポイント

- あったかふれあいセンターが多世代、多用途に利用できるよう、Wi-Fi環境の整備を通じたWeb 講座やオンライン見守りなどの事業実施を後押しします。
- 介護現場の業務効率化とサービスの向上に向けて、介護事業所における I C T 機器の導入を支援します。
- 子育ての安心感を高めるため子育て応援アプリ「おでかけるんだパス」の機能を拡充し、利用の 促進を図ります。
- 出会いや結婚を希望する方のマッチング率の向上に向けて、マッチングシステムの機能向上を図ります。

<数値目標>

具体的項目	現状 (R5)	目標 (R9)	担当課
あったかふれあいセンターWi-Fi 環境整備拠点数	50 拠点	全拠点	地域福祉政策課
介護事業所の ICT 導入率<再掲>	38.6% (R4.11 実態調査)	60%	長寿社会課
子育て応援アプリ DL 件数<再掲>	37,728件 (R6.2末)	65,000 件	子育て支援課
マッチング率(高知で恋しよ!!マッチング)	7.5% (R4 年度末累計)	8.7%	子育て支援課

【現状と課題】

くあったかふれあいセンターの Wi-Fi 環境の整備を通じた事業実施の後押し>

Wi-Fi 環境が整備されているあったかふれあいセンターは、2023 年(令和5)年4月時点で55 拠点中50 拠点となっており、オンライン会議やタブレット端末を用いた生活支援等において活用されつつあります。

一方、Wi-Fi 環境が未整備の拠点も存在しており、その理由としては、財政的な要因のほか、「あったかふれあいセンターの活動に Wi-Fi 環境をどう活用していいか分からない」「Wi-Fi 環境整備にメリットが見いだせない」などが挙げられます。

今後、オンライン診療やオンライン介護予防教室等の実施場所などの利用ニーズが高まる中、県内の全拠点において Wi-Fi 環境を整備し、地域のニーズに即した取り組みを展開することが期待されます。

<医療と介護の情報連携>

医療と介護の情報連携を進め多職種による効率的なサービス提供を図るため、県ではこれまでに「高知家@ライン」や地域医療情報ネットワークの整備に取り組んできました。

一方、一部の地域では高知家@ライン等の活用状況に差がみられ、その理由としては、 医療介護従事者に多職種連携のメリットが十分理解されていないことや事業所における業 務の電子化が進んでいないことが挙げられます。

<介護事業所におけるICT機器の導入促進>

2022(令和4)年度の介護事業所実態調査では、介護事業所でのICT機器の導入率は38.6%となっています。

介護現場において限られた人材で効率的にサービス提供を行うため、ICT機器の活用などによる生産性の向上が必要となっています。これまで、機器導入への補助やセミナー、個別相談などを行いながら導入促進を図ってきましたが、特に小規模の事業者の多い訪問介護などの居宅系の事業所で導入率が低い傾向が見られます。

また、介護職員の高齢化も進んでおり、機器の活用への苦手意識から導入が進まないといった課題もあります。

事例17

介護事業所の ICT 導入

高知県では「介護事業所デジタル化支援事業費補助金」により、介護事業所が、職員の負担軽減や業務効率化を目的とした ICT 機器、介護ロボットの導入に係る経費への支援を行い、介護現場のデジタル化や生産性向上に取り組んでいます。

実際に補助金を活用して介護ソフト(利用者の記録から請求までを電子媒体で一気通貫で行うソフト)とタブレット端末を導入した訪問介護事業所からは「従来は利用者の記録から介護報酬の請求などについて、書類間の転記を行っていたが、一気通貫となることで、転記ミスの減少や精度の高い情報の共有が可能となった」などの声があがっています。

また、介護ソフトの導入により、記録業務の時間が4割以上削減されたため、職員間や他事業所間との連携する時間や利用者とコミュニケーションを取る機会が増え、サービスの質の向上につながっています。

「福祉機器やリフトの導入・1人でも安全に双方に負荷の少ないケアの実践が可能に!



○見守り支援システムの導入 ・離床や呼吸・心拍の状態な どをセンサーでキャッチし 専用モニターや職員携帯モ

バイルに伝送
・定期巡回や夜間の 見守りにかかる職 員負担を軽減 ステム等の導入
・記録から請求までの一 気通貫システム導入で 訪問先での記録も可能 になるなど業務効率が 大幅アップ

○介護報酬・記録入力シ

<デジタル技術を活用した子育て支援>

2023年7月に「こうち子育て応援の店」のWebサイトをリニューアルし、同年10月に子育て応援アプリ「おでかけるんだパス」をリリースしました。

また、アプリのダウンロードキャンペーンを同年 10 月から、子育て応援キャンペーン「5,000 円もらえるんだキャンペーン(子ども 1 人当たり 5,000 円のデジタルクーポン付与)」を同年 11 月から実施するなど利用促進に向けた取組を進めています。現在の「こうち子育て応援の店」登録店舗数は 753 店舗(R6.2末時点)、アプリのダウンロード件数は 37,728 件(R6.2末時点)となっています。

社会全体で子育てを応援する機運の醸成と子育ての安心感を高めるため、「こうち子育て 応援の店」のさらなる拡大とアプリの利用促進を進めます。

事例 18

妊娠中・子育て中の方の楽しいおでかけを応援するアプリ 「おでかけるんだパス」

「おでかけるんだパス」は、妊娠中の方や子育て家庭の方が、 気を遣わずに外出できるように応援したいという思いで令和5年 10月に開設しました。



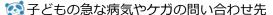
このアプリは、妊娠中・子育て中の方にお得なサービスを提供する子育て応援の店や、地域子育て支援センターなど地域の子育て関係施設を、今いる場所から簡単に検索することができます。

また、お店や施設からのお知らせの配信、同じ境遇の方や先輩パパ・ママの意見を聞くことができる「掲示板」機能など、様々な使い方が可能です。

特に、「お知らせ」の配信は、お住まいの市町村やお子さんの年齢に合わせた配信ができる機能があり、それぞれのご家庭の状況に合わせた情報をお届けしています。

このほかにも・・・

🧭 「育休中の収入が気になる!| 育休中の収入シミュレーション



🐼 オムツ替えスペースなどの検索



ジウンロードは

<マッチングシステムによる出会いの機会の拡大>

県では、マッチングシステム「高知で恋しよ!!Matching」を運営しており、出会いや結婚への支援を希望する方に1対1の引き合わせなどの支援を行っています。

出会いや結婚への希望を叶えるため、よりきめ細かな支援・後押しを実施できるよう、 民間企業と連携した取り組みやシステムの機能強化が求められます。

具体的な施策

くあったかふれあいセンターの Wi-Fi 環境の整備を通じた事業実施の後押し>

○ 多世代が多用途で利用できる地域の居場所となるよう、Wi-Fi 環境の整備を通じた事業実施の後押しするほか、子ども・障害者・高齢者など様々な分野の専門機関との情報共有や連携体制を充実させます。

<介護事業所における I C T 機器の導入促進>

○ 介護現場の業務の効率化とサービスの向上のため、介護事業所に対し、I C T機器の活用 事例の紹介など、専門職によるセミナーや個別相談を実施しながら、機器導入への補助を実施 します。

<デジタル技術を活用した子育て支援>

○ 子育て応援アプリ「おでかけるんだパス」に配食サービスやチャット相談など機能を充実し、利便性の向上及びアプリの利用を促進します。

また、「こうち子育て応援の店」登録の拡大を図り、アプリで子育て家庭に必要な情報をプッシュ型で発信することで利用につなげるなど、子育て支援サービスの充実を図ります。

<マッチングシステムによる出会いの機会の拡大>

○ 出会いや結婚への支援を希望する方のマッチング率の向上を図るため、民間の結婚相談所との 連携などマッチングシステムの機能向上を図ります。

6 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な推進









目指す姿

市町村の地域福祉計画と地域福祉活動計画が一体的に策定・推進され、実効性の高い計画となっている

ポイント

○ 市町村や市町村社会福祉協議会、民間団体などが官民一体となり、地域福祉の取り組みを 着実に実施できるよう、市町村の地域福祉計画と市町村社会福祉協議会の地域福祉活動 計画の一体的な策定を推進します。

本県ではこれまで、地域福祉を推進する基盤整備のため、高知県社会福祉協議会と連携 しながら市町村の地域福祉計画と市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の一体的な策 定を推進してきました。その結果、県内の全市町村、全市町村社会福祉協議会で計画が策 定されており、各計画推進協議会などにおいて定期的な進捗管理や計画の見直しを行うな ど、地域福祉の推進体制が整っています。

【計画改定予定(令和6~令和11年度)】

	R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域福祉 計画 (市町村)	須崎市、田野町、 本山町、大川村、 仁淀川町、 佐川町 <6市町村>	高知市、 四万十市、 土佐町 〈3市町〉		室戸市、安芸市、 京国市、安芸市、 安芸市、 生佐清水市、 安田村、芸西村、 大豊町、いの町、村、 中土佐町、大月町 津野町、 三原村 <15 市町村>	土佐市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、北川村、越知町、四万十町 <8市町村>	檮原町、黒潮町 <2町>
地域福祉 活動計画 (市町村 社会福祉 協議会)	須崎市、田野町、 本山町、大川村、 仁淀川町、 佐川町 <6市町村>	高知市、 四万十市、 土佐町 〈3市町〉		室戸市、安芸市、 京田市、安芸市、 全三市、 全三市、 大生田村、芸西村、 大豊町、 日町、大 大豊町、大月町、 大井町、大月町、 津野町、大月町、 三原村 ~15市町村 >	土佐市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、北川村、越知町、四万十町 <8市町村>	梼原町、黒潮町 <2町>

<市町村地域福祉計画の基本事項>

2021(令和3)年3月31日付け厚生労働省4局連名通知「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」には、以下のとおり市町村地域福祉計画に盛り込むべき内容が示されています。

【計画に盛り込むべき内容】

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する 事項や高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項、制度の 狭間の課題への対応の在り方など
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備など
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及 びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項 地域住民、ボランティア団体、NPO法人等の社会福祉活動への支援など
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 など

【参考: 社会福祉法の一部改正】

平成 29 年改正社会福祉法では、社会福祉法第 106 条の 3 第 1 項で定める体制整備を促進する観点から、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について任意とされていたものを努力義務とするとともに、策定に際しては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけています。

また、第106条の3第1項各号で規定する包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項についても記載事項として追加しています。

さらに、令和2年改正社会福祉法では、第106条の3の努力義務に基づく、包括的な支援体制整備を中長期的に進める観点から、第107条第1項第5号を「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」と改正し、市町村地域福祉計画を策定するすべての市町村が当該事項を計画の中に盛り込むこととしています。

<市町村地域福祉計画と高知県地域福祉支援計画との調和>

地域福祉計画の策定にあたっては、上記の計画に盛り込むべき事項に加えて第4期計画 の内容のうち特に以下の4つのポイントについても盛り込むことを検討し、計画に基づく 実践活動を推進していただきたいと考えています。

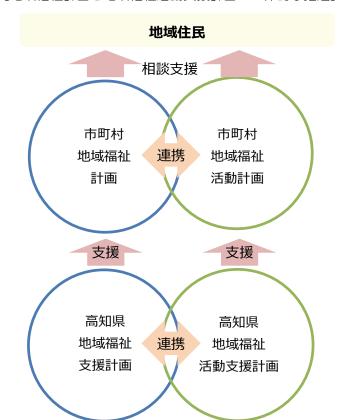
- ア
 つながりを実感できる地域づくりに向けたよこ糸の取り組み
- イ 高知型地域共生社会を支える福祉教育の推進
- ウ あったかふれあいセンターの活用
- エ 災害時要配慮者支援対策の加速化

<市町村地域福祉計画と市町村地域福祉活動計画との一体的な推進>

地域福祉計画は市町村が地域福祉を進めていくための基本方針や基盤整備、体制づくり 等を明らかにするための計画であり、民間団体の自主的な福祉活動を中心とした地域福祉 を推進するための計画である地域福祉活動計画との一体的な策定・推進によって各関係者 の役割が明確になり、より実効性の高い計画となります。

計画の推進に当たっては、市町村や市町村社会福祉協議会、民間団体などが官民一体となり、住民が地域の情報を共有し活動しやすい範囲である「住民に身近な圏域」で地域福祉の取り組みが着実に実施されるよう、それぞれの取り組みが最も効果を発揮する圏域で推進していくことが必要です。

各市町村においては、住民に身近な地域で福祉活動の実践が着実に行われるよう、市町村や社会福祉協議会、地域住民、社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体などとそれぞれの役割を明確にし、推進体制の整備・充実を図り、地域住民が主体となった地域づくりを進めていく必要があります。



【地域福祉計画と地域福祉活動支援計画の一体的な推進】

<PDCAサイクルによる計画の見直し・改定>

時間の経過とともに状況の変わる地域特有の課題や地域福祉を取り巻く環境の変化に柔軟に対応し、実効性のある計画にするためには、進行管理等を含む評価体制を明確にしたうえで計画の進捗状況を定期的に点検し必要に応じて見直しをするなどの体制づくりが必要です。